(2)　前号イ(2)に該当する技能実習を行った場合　当該技能実習に係る受講料のうち当該中小建設事業主等が負担した額の五分の四（中小建設事業主のうち特定小規模建設事業主にあっては四分の三（生産性要件に該当する特定小規模建設事業主にあっては、十分の九）、中小建設事業主のうち特定小規模建設事業主以外のものであって三十五歳未満の者に係る技能実習を行うものにあっては十分の七（生産性要件に該当する中小建設事業主にあっては、二十分の十七）、その他の中小建設事業主にあっては二十分の九（生産性要件に該当する中小建設事業主にあっては、五分の三）に相当する額（建設事業主等（中小建設事業主等を除く。）が女性労働者に係る技能実習を行うときは、三分の二（建設事業主にあっては、五分の三（生産性要件に該当する建設事業主にあっては、四分の三））に相当する額）（一の技能実習について、一人当たり十万円を限度とする。）

ロ　前号ロに該当する中小建設事業主　当該技能実習を受けさせた建設労働者一人につき、六千六百五十円（生産性要件に該当する中小建設事業主にあっては、八千四百円）（特定小規模建設事業主にあっては、七千六百円（生産性要件に該当する特定小規模建設事業主にあっては、九千六百円））に、当該技能実習を受けさせた日数（一の技能実習について、二十日分を限度とする。）を乗じて得た額

7　一の事業年度において、第五項第一号ロ又は前項第一号イ若しくはロに該当する建設事業主等の一の事業所（建設事業主団体等にあっては、一の団体。以下この項において同じ。）に係る建設労働者認定訓練コース助成金又は建設労働者技能実習コース助成金の額（第五項第二号ロ又は前項第二号イ若しくはロに規定する額に限る。）が、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当する場合は、第五項又は前項の規定にかかわらず、一の事業所につき、それぞれ当該各号に定める額を支給するものとする。

一　第五項第二号ロに定める額が一千万円を超える場合　一千万円

二　前項第二号イ及びロに定める額の合計額が五百万円を超える場合　五百万円

8　既に第二項第一号イに該当することにより建設分野雇用管理制度助成コース助成金の支給を受けた中小建設事業主については、同項の規定にかかわらず、同号イに該当することによる建設分野雇用管理制度助成コース助成金を支給しない。ただし、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める日までの間に、同号イの規定に該当した中小建設事業主については、この限りではない。

一　第二項第一号イに該当することにより建設分野雇用管理制度助成コース助成金の支給を一回受けた中小建設事業主　当該支給に係る同号イの措置を講じた日から起算して一年を経過する日

二　第二項第一号イに該当することにより建設分野雇用管理制度助成コース助成金の支給を二回受けた中小建設事業主　当該支給のうち直近の支給に係る同号イの措置を講じた日から起算して一年を経過する日

（国等に対する不支給）

第七条の四　第七条の二の規定にかかわらず、若年・女性建設労働者トライアルコース助成金、建設分野雇用管理制度助成コース助成金、建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金、建設分野作業員宿舎等設置助成コース助成金、建設労働者認定訓練コース助成金及び建設労働者技能実習コース助成金は、国、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人に対しては、支給しないものとする。

2　一の事業年度において、前項第一号ロ、ハ又はニに該当する建設事業主等の一の事業所（建設事業主団体等にあっては、一の団体）に係る建設労働者確保育成助成金の額（同項第二号ロ、ハ又はニに規定する額に限る。）が、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当する場合は、同項の規定にかかわらず、一の事業所につき、それぞれ当該各号に定める額を支給するものとする。

一　前項第二号ロに定める額が一千万円を超える場合　一千万円

二　前項第二号ハ及びニに定める額の合計額が五百万円を超える場合　五百万円

3　既に第一項第一号ホ(1)に該当することにより建設労働者確保育成助成金の支給を受けた中小建設事業主については、同項の規定にかかわらず、同号ホ(1)に該当することによる建設労働者確保育成助成金を支給しない。ただし、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める日までの間に、同項第一号ホ(1)の規定に該当した中小建設事業主については、この限りではない。

一　第一項第一号ホ(1)に該当することにより建設労働者確保育成助成金の支給を一回受けた中小建設事業主　当該支給に係る同号ホ(1)の措置を講じた日から起算して一年を経過する日

二　第一項第一号ホ(1)に該当することにより建設労働者確保育成助成金の支給を二回受けた中小建設事業主　当該支給のうち直近の支給に係る同号ホ(1)の措置を講じた日から起算して一年を経過する日

（国等に対する不支給）

第七条の四　第七条の二の規定にかかわらず、建設労働者確保育成助成金は、国、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人に対しては、支給しないものとする。